

秩父地域の未来を考える政策プロジェクト会議設置要綱

(名称)

第1条 この会議は、秩父地域の未来を考える政策プロジェクト会議（以下「会議」）という。）という。

(目的)

第2条 会議は、埼玉県及び関係市町並びに関係団体等が一層緊密な連携と協調を図り、今後迎える人口減少・超少子高齢化に伴う社会経済の構造的な変化により生じる中長期的な行政課題に対応するため、政策課題や県市町相互の重要施策等に関して、意見交換及び調整を行う。

(構成)

第3条 会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 必要があるときは、有識者をメンバーとすることができる。

(会議)

第4条 会議は、埼玉県秩父地域振興センター（以下「センター」という。）が招集する。

2 会議の進行は、構成員の互選により選ばれた者が行うものとする。

3 センターは、必要があるときは構成員以外の者を会議に出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 会議に関する資料及び議事録は、原則公開とする。ただし、会議は、審議事項の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき、又は公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずるおそれがあると認められるとは、一部又は全部を公開しないことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表

団 体 名	職 名
秩父公共職業安定所	所 長
埼玉県秩父農林振興センター	所 長
埼玉県秩父地域振興センター	所 長
秩父市総合政策課	課 長
横瀬町まち経営課	課 長
皆野町企画財政課	課 長
長瀨町企画財政課	課 長
小鹿野町総合政策課	課 長
秩父商工会議所	専務理事
皆野町商工会	事務局長
長瀨町商工会	事務局長
西秩父商工会	事務局長
荒川商工会	事務局長
秩父地域雇用対策協議会	会 長
秩父機械電気工業会	会 長
一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社	専務理事
株式会社埼玉りそな銀行秩父支店	支店長
株式会社武蔵野銀行秩父支店	支店長
埼玉県信用金庫秩父支店	支店長

有識者

氏 名	職 名
山 根 益 男	埼玉県雇用対策協議会 理事

※オブザーバー：財務省関東財務局、埼玉県地域政策課